

会則別紙2 新旧対照表

現行

琴平カントリー倶楽部 名義変更手続要項																	
手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等のお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。																
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること																
必要書類	① 譲受人（入会）必要書類 ① 入会申込書（法人用または個人用） 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 ② 委任状（譲受人用） ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け） タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 法人の新登録者の在籍証明書 法人の場合のみ必要 ⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要 ⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																
	② 譲渡人（退会）必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状（譲渡人用） ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。																
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><td></td><td>正会員</td><td>法人2名正会員</td></tr><tr><td>一般</td><td>165,000 円</td><td>165,000 円</td></tr><tr><td>相続の場合</td><td>33,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等内親族間の場合</td><td>55,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>登録者同一の場合（個々法、別法人間）</td><td>55,000 円</td><td>—</td></tr></table>			正会員	法人2名正会員	一般	165,000 円	165,000 円	相続の場合	33,000 円	—	2親等内親族間の場合	55,000 円	—	登録者同一の場合（個々法、別法人間）	55,000 円	—
	正会員	法人2名正会員															
一般	165,000 円	165,000 円															
相続の場合	33,000 円	—															
2親等内親族間の場合	55,000 円	—															
登録者同一の場合（個々法、別法人間）	55,000 円	—															
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制（継承可） 2. 金 額 <table><tr><td>正会員</td><td>正会員（2名式）</td></tr><tr><td>33,000 円</td><td>66,000 円</td></tr></table>		正会員	正会員（2名式）	33,000 円	66,000 円											
正会員	正会員（2名式）																
33,000 円	66,000 円																
書類送付先 連絡先	<table><tr><td>書類送付先</td><td>連絡先</td></tr><tr><td>琴平カントリー倶楽部 会員課 〒767-0022 香川県三豊市高瀬町羽方2862</td><td>電話 0875-74-7221 FAX 0875-74-7925</td></tr></table>		書類送付先	連絡先	琴平カントリー倶楽部 会員課 〒767-0022 香川県三豊市高瀬町羽方2862	電話 0875-74-7221 FAX 0875-74-7925											
書類送付先	連絡先																
琴平カントリー倶楽部 会員課 〒767-0022 香川県三豊市高瀬町羽方2862	電話 0875-74-7221 FAX 0875-74-7925																

※会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。
 ※法人2名正会員の手続につきましてはお問合せください。

2026年1月1日改定

琴平カントリー倶楽部 名義変更手続要項																	
手 続	1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を同封） 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等のお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。																
条 件	1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること																
必要書類	① 譲受人（入会）必要書類 ① 入会申込書（法人用または個人用） 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要 ② 委任状（譲受人用） ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 顔写真1枚（入会申込書に貼付け） タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの ⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 ⑦ 法人の新登録者の在籍証明書 法人の場合のみ必要 ⑧ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要 ⑨ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																
	② 譲渡人（退会）必要書類 ① 名義変更申請書 譲渡人と連記 ② 委任状（譲渡人用） ③ 会員権の証書 ④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ ⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要 * 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。																
名義変更料 (消費税込)	<table><tr><th></th><th>正会員</th><th>法人2名正会員</th></tr><tr><td>一般</td><td>165,000 円</td><td>165,000 円</td></tr><tr><td>相続の場合</td><td>33,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等内親族間の場合</td><td>55,000 円</td><td>—</td></tr><tr><td>登録者同一の場合（個々法、別法人間）</td><td>55,000 円</td><td>—</td></tr></table>			正会員	法人2名正会員	一般	165,000 円	165,000 円	相続の場合	33,000 円	—	2親等内親族間の場合	55,000 円	—	登録者同一の場合（個々法、別法人間）	55,000 円	—
	正会員	法人2名正会員															
一般	165,000 円	165,000 円															
相続の場合	33,000 円	—															
2親等内親族間の場合	55,000 円	—															
登録者同一の場合（個々法、別法人間）	55,000 円	—															
年会費 (消費税込)	1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制（継承可） 2. 金 額 <table><tr><th>正会員</th><th>正会員（2名式）</th></tr><tr><td>35,200 円</td><td>70,400 円</td></tr></table>		正会員	正会員（2名式）	35,200 円	70,400 円											
正会員	正会員（2名式）																
35,200 円	70,400 円																
書類送付先 連絡先	<table><tr><th>書類送付先</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>琴平カントリー倶楽部 会員課 〒767-0022 香川県三豊市高瀬町羽方2862</td><td>電話 0875-74-7221 FAX 0875-74-7925</td></tr></table>		書類送付先	連絡先	琴平カントリー倶楽部 会員課 〒767-0022 香川県三豊市高瀬町羽方2862	電話 0875-74-7221 FAX 0875-74-7925											
書類送付先	連絡先																
琴平カントリー倶楽部 会員課 〒767-0022 香川県三豊市高瀬町羽方2862	電話 0875-74-7221 FAX 0875-74-7925																

※会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。
 ※法人2名正会員の手続につきましてはお問合せください。

会則別紙4-① 新旧対照表

現行

琴平カントリー倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		6,270 円	6,970 円	6,970 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	0 円	1,650 円	1,650 円
連盟協力金			80 円	80 円	80 円
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,870 円	1,870 円	1,870 円
ゴルフ場利用税			800 円	800 円	800 円

※ 記載料金（連盟協力金およびゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィはグリーンフィ、諸経費、カートフィ、指定昼食付です。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。



2026年1月1日改定

琴平カントリー倶楽部 会員プレー料金					
			月曜から金曜	土曜	日祝日
プレーフィ	正会員		6,270 円	7,190 円	7,190 円
割増カートフィ	1R	3B	0 円	0 円	0 円
		2B	0 円	1,650 円	1,650 円
連盟協力金			80 円	80 円	80 円
追加ハーフプレーフィ	正会員		1,870 円	1,870 円	1,870 円
ゴルフ場利用税			800 円	800 円	800 円

※ 記載料金（連盟協力金およびゴルフ場利用税を除く）は消費税込となります。
※ プレーフィはグリーンフィ、諸経費、カートフィ、指定昼食付です。
※ 特別会員のプレーフィは正会員と同額とします。

会則別紙6 新旧対照表

現行

琴平カントリー倶楽部 諸料金一覧

料金種目	正会員
年会費	33,000 円
年会費 (2名式)	66,000 円
証書再発行手数料	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	4,400 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
 ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
 ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。



2026年1月1日改定

琴平カントリー倶楽部 諸料金一覧

料金種目	正会員
年会費	35,200 円
年会費 (2名式)	70,400 円
証書再発行手数料	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	4,400 円

(消費税込)

- ※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。
 ※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。
 ※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。